

定額減税補足給付金（不足額給付②）の申請方法

詳細は湖西市ウェブサイトへ



【郵送申請の場合】

（A）湖西市からの過去の給付金事業等により口座が判明している方

（定額減税補足給付金（不足額給付②）支給確認書提出用の最下部の赤枠内に口座情報が記載されている方）

- ・ **口座変更がない方**：「確認書の署名欄」に必要事項を記入のうえ、添付書類とあわせて同封の返信用封筒でご返送ください。
- ・ **口座変更をご希望の方**：「確認書の署名欄、確認書裏面の口座記入欄」に必要事項を記入のうえ、添付書類とあわせて同封の返信用封筒でご返送ください。

（B）上記以外の方（口座が判明していない方など）

・「確認書の署名欄、確認書裏面の口座記入欄」に必要事項を記入のうえ、添付書類とあわせて同封の返信用封筒でご返送ください。

【添付書類について（※必ず同封してください）】

① 本人確認書類（支給対象者又は代理人）のコピー ← 全受給者共通

有効期限内の免許証、マイナンバーカード（※マイナンバー通知カードは不可）、健康保険証、年金手帳、在留カードなど

② 口座が確認できる書類のコピー ← 新たに口座情報を登録する方のみ

金融機関・口座番号・口座名義人（カナ）がわかるもの（通帳内側見開きページ全面、キャッシュカード、口座情報の表示された印刷物など）

【WEB申請の場合】

利用の際は「湖西市定額減税補足給付金（不足額給付②）のご案内」に記載の二次元コードを読み取ってください。申請の際は、確認書と上記添付書類①②の写真のアップロードが必要です。

※口座名義人が支給対象者と異なる場合又は確認書に記載の支給額を訂正する場合は、WEB申請はできません。郵送で申請してください。

【湖西市給付金コールセンター】

TEL：053-576-4923 受付時間：平日 9 時～17 時（土日祝除く）

※開設期間 令和 7 年 10 月 31 日（金）まで

【メールでの問い合わせ】

この E メールアドレスへ送信ください⇒ choseikyufu@city.kosai.lg.jp

下記窓口は混雑が予想されますので、できるだけ上記のコールセンターでのお問い合わせをご利用ください。

【給付金受付窓口】

場所：湖西市役所 1 階税務課窓口／時間：平日 9 時～17 時（土日祝除く）令和 7 年 10 月 31 日（金）まで

内容：確認書等の受け取り、申請補助を行います。

持ち物：上記の【郵送申請の場合】の「確認書」と「添付書類」をお持ちください。

【臨時の受付窓口】

開設日：9/28（日） 場所：湖西市役所 1 階税務課窓口 時間：9 時～12 時

Scan to get this information in your own language.

Português • Español • English

湖西市ウェブサイトへ



定額減税補足給付金（不足額給付）に係る「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

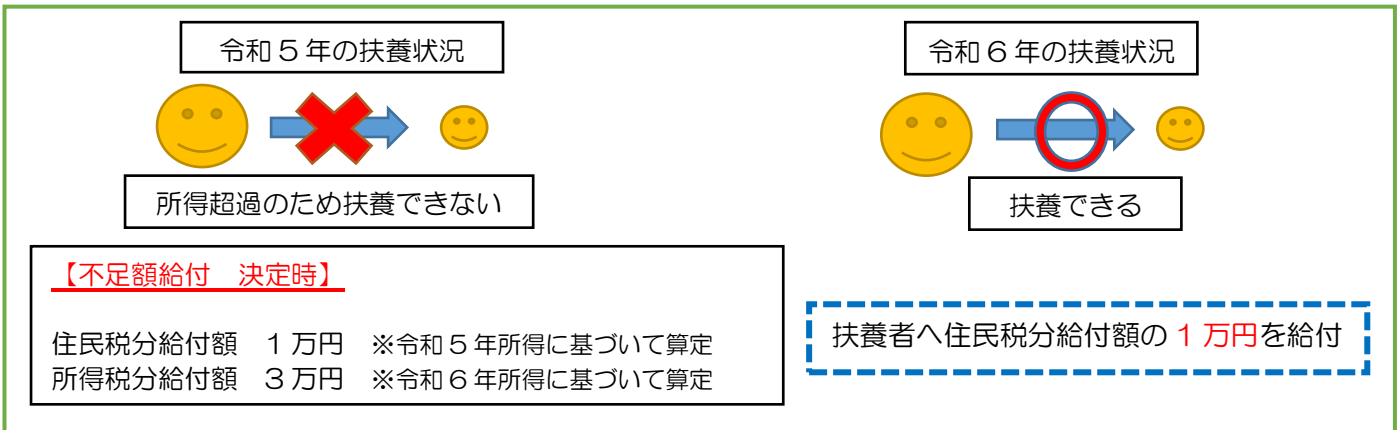
☆定額減税補足給付金（不足額給付②）については裏面をご確認ください。

定額減税補足給付金（不足額給付②）について

支給額は、**原則 4 万円**（1 万円単位）。以下、**例外として 1 万円～3 万円となる例を示す。**

【1 万円給付となる例】

「令和 5 年の所得は 48 万円を超え」、扶養親族として令和 6 年度の住民税の定額減税（1 万円）の対象から外れてしまったものの、不足額給付決定時において、「令和 6 年の所得は 48 万円以内」で、扶養親族として令和 6 年分の所得税の定額減税（3 万円）の対象になった者。

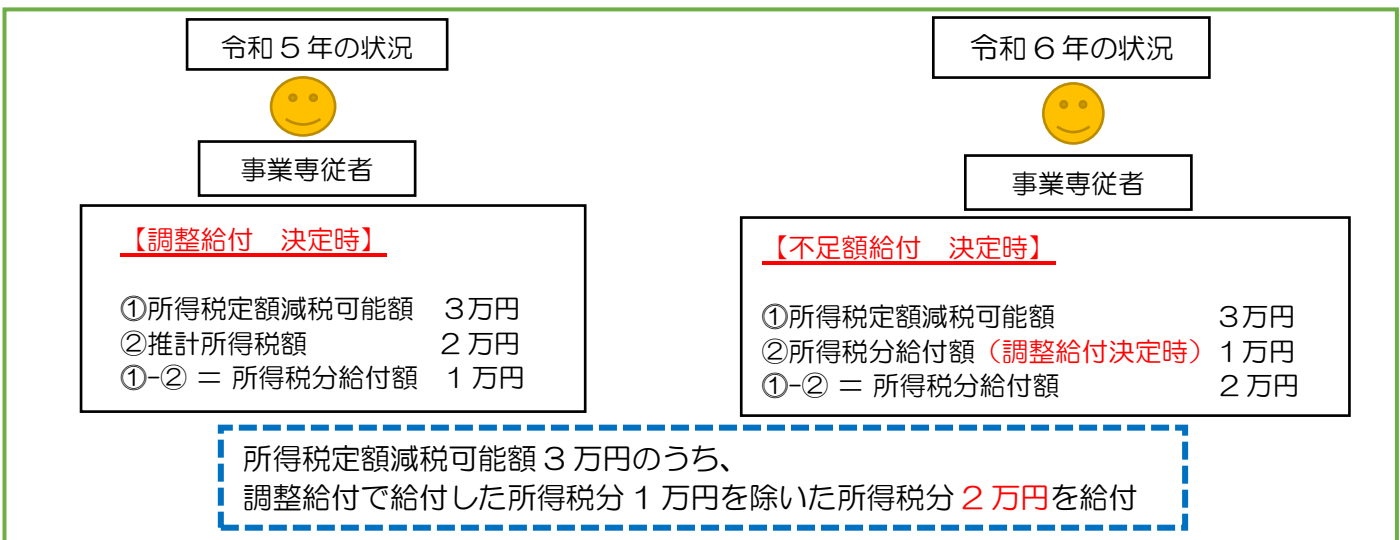


【2 万円給付となる例】

令和 5 年は事業専従者で、本人として当初調整給付の給付対象者であり、令和 6 年も事業専従者で、本人として所得税の定額減税の対象から外れてしまったものについて、所得税分給付額（3 万円）のうち、調整給付決定時に所得税分の 1 万円が給付された者。

調整給付決定時において、所得税定額減税額（3 万円）から、令和 5 年の所得で算定した推定所得税額（2 万円）を引き、残りの所得税分（1 万円）を調整給付として支給した。不足額給付決定時において所得税定額減税額（3 万円）から調整給付として既に支給した所得税分（1 万円）を引き、残りの所得税分（2 万円）が不足額給付となる。

なお、住民税分給付額（1 万円）は調整給付決定時において給付済で不足額給付決定時においても変わらないものとする。



【3 万円給付となる例】

令和 6 年 1 月 1 日時点で国外居住者等、住民税分（1 万円）は給付対象外となり、所得税分（3 万）のみ給付対象となった者。

